平成２１年（フ）第１８４６８号
東京都国立市谷保5837―201、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区菅生５丁目23―35―602
破産者　中川　耕治
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７０４号
東京都品川区南品川４丁目15番15号
破産者　有限会社フラワープランネット
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９５０号
神奈川県相模原市上鶴間２丁目１番５号
破産者　有限会社ザピット
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９００６号
東京都品川区東品川４丁目12―11―503
破産者　渡邊　智成
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０５５号
神奈川県川崎市麻生区金程１丁目34―15―301
破産者　舟橋　　弘
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９１２１号
東京都渋谷区東２丁目12―15
破産者　福廣　直和
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２３７号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目10―５―304、開始決定時の住所神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目21―１―403
破産者　前田　国夫
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６０６号
東京都板橋区中丸町８―11―203
破産者　平賀　　健
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１２９号
東京都八王子市南大沢３丁目14―８―101
破産者　岡島　竹志
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１８４号
東京都足立区西竹の塚１丁目11―２―1408
破産者　松本　利絵
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４３３号
東京都中央区日本橋浜町３丁目３番１―3302号
破産者　株式会社徳能工務店
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４３４号
福島県郡山市台新１丁目24―１、開始決定時の住所福島県郡山市台新２丁目19―１
破産者　徳能　征治
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７５６号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目８番１号
破産者　株式会社ゼオナ
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９８５号
東京都千代田区飯田橋１丁目７番９号
破産者　アルティオーラ・システム株式会社
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９８６号
東京都中央区日本橋浜町２丁目４―７―603
破産者　長谷川　隆
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１０９号
東京都中央区日本橋箱崎町19―35―1702
破産者　齊藤　龍雄
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４２７号
東京都新宿区西落合４丁目17―21
破産者　佐々木兵吉
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６２９号
東京都渋谷区千駄ケ谷４丁目22番４号　メゾンドゥボナール２階
破産者　ハタナカ製薬株式会社
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０２２号
東京都国立市北１丁目３―11―Ｉ―804
破産者　田口　淳誠
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４９９号
東京都江戸川区西瑞江３丁目46―102、開始決定時の住所東京都江東区亀戸７丁目62―20―105
破産者　菱沼　幸子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１２４号
東京都千代田区丸の内１丁目１番３号
破産者　セージ・リアルティ合同会社
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４０１号
東京都杉並区和田３丁目56番12号モンテハイツ401
破産者　有限会社ホウセンビジネスサービス
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部